

浜 松 市 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開催日時 令和6年3月26日(火)
14時00分～16時20分

2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室

3 出席状況	教 育 長	宮 崎 正
	教育長職務代理者	安 田 育 代
	委 員	黒 柳 敏 江
	委 員	田 中 佐和子
	委 員	神 谷 紀 彦
	委 員	鈴 木 重 治

(職員)

学校教育部長	奥 家 章 夫
学校教育部次長(教育総務課長)	山 本 卓 司
学校教育部次長(教職員課長)	河 合 信 寿
学校教育部参事(教育審議監)	小 畑 多佳子
学校教育部参事(教育施設課長)	山 本 治 之
学校教育部参事(健康安全課長)	富 部 哲 也
指導課長	内 山 圭 子
市立高等学校長	草 谷 篤
教育センター所長	青 島 治 道
教育支援課長	南 瀬 悦 司
教職員課採用管理担当課長	中 林 清 美
市立高等学校事務長	河 島 正 志
文化振興担当部長	嶋 野 聡
文化財課長	平 田 隆
スポーツ振興担当部長	杉 田 実 良
スポーツ振興課長	松 野 英 男

(事務局職員)

教育総務課専門監	川 副 哲 士
教育総務課副主幹	澤 木 翔
教育総務課主任	若 澤 久 実

4 傍聴者 1名

- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 藤井 美希
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和6年3月26日の浜松市教育委員会を開催する。

傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 1人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するということでよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は、黒柳委員と鈴木委員にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が16件、報告が2件である。なお、第23号議案から第27号議案については、非公開で行うため、すべての議事の最後に審議する。

最初に、第12号議案「浜松市教育委員会事務局事務分掌規則及び浜松市教育センター等業務規則の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課) 第12号議案「浜松市教育委員会事務局事務分掌規則及び浜松市教育センター等業務規則の一部改正について」説明する。

提案理由は、令和6年4月から教育委員会事務局の組織改正により、指導課から教育センターに事務が移管されることに伴い関係する規則の一部を改正するものである。

改正内容は、まず「浜松市教育委員会事務局事務分掌規則」に規定している指導課の分掌事務の規定を一部削り、「浜松市教育センター等業務規則」へ追加するものである。なお、「ア 学校における教育課程、学習指導に関すること。」「イ 発達支援教育に関すること。」及び「オ 学校教育研究諸団体に関すること。」の3点については、教育センター等業務規則の「イ 学校における教育課程、学習指導等に関すること。」に集約される。続いて、「浜松市教育センター等業務規則」に規定している教育センターの業務の規定に、先程削った指導課の業務を追加する。なお、「ア 教育職員の研修に関すること」は、現在記載を省略している業務であるが、今回の改正にあたり、教育センターの主要業務として明確に記載することとした。

施行期日は、令和6年4月1日である。

（教育長）ご意見、ご質問はあるか。

（安田委員）発達支援はどこに入ったのか。

（教育総務課）発達支援教育に関することは、教育課程や学習指導に係る事柄であるため、「学校における教育課程、学習指導等に関すること。」に集約される。

（安田委員）教育支援課の発達支援とは違うのか。

（教育総務課）発達支援の教育内容について研修等を教育センターで行っているため規定した。他方、いわゆる発達支援に使用する教室を確保したり、支援員を確保したりということを、教育支援課で環境整備をしている。発達支援教育の内容については、教育センターに集約している。

（教育長）教育支援課の業務は、今年度以降も同じであり、指導課にあった発達支援教育の教科的な指導などについては、指導課の職員がセンターに異動したということである。

（学校教育部長）教育支援課の規定にも発達支援教育に関するものが事務分掌として載っているため、そこは変わらず改正がないということである。

（安田委員）今までの指導課の学習支援、学習指導の部分と並行して、教育センターでも似たような指導があったのが一本化され、学習指導に関することは教育センターが所管するということがはっきりしたと思う。

一方、発達支援については教育センターでも扱い、教育支援課も扱うという点がはっきりしない。今後、発達支援に係るものは指導も環境整備も含め、とにかく発達支援に関するものは教育支援課とするなどとした方が将来的にはっきりするように思う。

（教育長）発達支援という分野での結びつきがある一方で、発達支援に関する環境整備面と生徒指導面という二つの側面があるため、そこは十分に検討してやっていく。

（学校教育部長）現在はハード面、ソフト面で切り分けて所属を分けており、一つの考え方であるし、また、発達支援教育という一つのキーワードに関わるものを全て一本化していく考え方もあると思う。教育委員会事務局内の他課の分掌との兼ね合いも見えていく必要がある。

（安田委員）対外的には、発達支援に関わる相談となるとやはり教育支援課に行くという印象があるため、内容により案内先が変わるよりも、発達支援に関することは教

育支援課で一括して取り扱うことも、今後の検討材料として是非考えていただきたい。

(教育長) 今年度については、まず指導と研修を教育センターでまとめたので、安田委員のご意見については、今後の検討課題とする。

その他ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。次に第 13 号議案「浜松市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課) 第 13 号議案「浜松市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について」説明する。

提案理由は、学校運営協議会の全校設置に伴い、学校評議員を配置しなくなるため、関係する規則等の一部を改正するものである。改正内容だが、「浜松市教育委員会事務局事務分掌規則」、「浜松市市立小中学校管理規則」及び「浜松市高等学校管理規則」から学校評議員に係る規定を削除するものである。施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。次に第 14 号議案「浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則および浜松市教育委員会公印規則の一部改正について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課) 第 14 号議案「浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則および浜松市教育委員会公印規則の一部改正について」説明する。

提案理由は、組織改正により博物館の第 1 種事業化および幼児教育保育課の分課に対応するため、関係する規則を一部改正するものである。

改正内容は、「浜松市教育委員会に属する事務の補助執行に関する規則」については、

博物館の第一種事業化に伴う改正として、博物館長が第 1 事業所長の扱いとなるため不要な規定を削るとともに、別表第 16 号および第 21 号に規定する補助執行職員の範囲の見直しを行うものである。また、幼児教育・保育課の分課に伴う体制として、別表第 3 号 3 号中、幼児教育・保育課の表記を同課の業務を引き継ぐよう幼保支援課と幼保運営課に改めるものである。次に、「浜松市教育委員会公印規則」については、別表の専用公印の表中、幼児教育・保育課の表記を同課の業務を引き継ぐ幼保運営課に改めるものである。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。次に第 15 号議案「浜松市教育委員会職員の任免の手続きに関する規程の改正について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課) 第 15 号議案「浜市教育委員会職員の任免の手続きに関する規程の改正について」説明する。

提案理由は、これまで市長事務部局の職員の任免の手続きに関する規則を読み替えて辞令の発令を教育委員会において実施してきたが、令和 5 年度から定年引き上げ制が実施されたことで、一例として、役職定年に伴い発令事項が増え、発令内容が複雑化するなどし、教育委員会として任命内容を独自に規定することで、読み替えることなく辞令の発令を行えるよう改正を行うものである。なお、読み替えた内容を規定し直すだけで、規定の趣旨に変更等を加えることはしていない。

改正内容は、市長事務部局の職員の任免の手続きに関する規程を読み替えていた内容について全て規定をし直したものである。そのため、一部改正ではなく、全部改正とした。規定し直すことにより、発令に際して読み替える作業を行う必要がなくなり、事務手続きの効率化が図られるものと考えている。

施行期日は、公布の日である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。次に第 16 号議案「浜松市教職員住宅管理規則の一部改正について」教育施設課から説明をお願いする。

(教育施設課) 第 16 号議案「浜松市教職員住宅管理規則の一部改正について」説明する。

提案理由は、使用が見込まれなくなった川合教職員住宅を令和 5 年度に解体したこと、また貸付料の定期的な見直しや、その他所要の見直しを行った結果を踏まえ規則改正するものである。

改正内容は、建物解体に伴い、別表第 1 (第 2 条関係) について川合教職員住宅を削除するものである。また、別表第 2 (第 7 条関係) については、国や市の基準に準拠し、貸付料の算定基準となる 1 平米当たりの単価を見直したこと、単身赴任者の経済的負担を軽減する措置や駐車場の貸付料を設けたことで、これらを反映した貸付料金額とした。最も貸付料の上昇幅が大きかったのは、水巻寮教職員住宅で、単身赴任者以外の場合、月 2500 円値上がりする。逆に最も貸付料が下がったのは気田教職員住宅 No. 26 で、単身赴任者の場合、月 5300 円値下がりする。

施行期日は 4 月 1 日からとし、別表第 2 の貸付料は、令和 6 年 4 月分からの適用とする。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。次に第 17 号議案「浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いする。

(教職員課) 第 17 号議案「浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について」説明する。

提案理由は、令和 5 年の職員の給与等に関する報告および勧告に基づき、教育職給料表の改定を実施したため、昇格時および降格時の棒給対応表もこれに合わせて改定するよう規則の一部を改正するものである。また、国の人事院規則の規定を踏まえ、昇給に関する教育委員会規則、規定の明確化が図られるよう、規則の一部を改正するものである。

改正内容は、(1) の各対応表については、今年度給料表が改定されているため、それに合わせて昇格または降格の際の棒給対応表を改定するものである。(2) の昇給に

関する改正については、本市の昇給に関する人事評価制度が評価期間も含めて、国に準じた制度となっているため、規則中の用語等についても、国の人事院規則を踏まえたものに改正することにより、規定の明確化を図るものである。

施行期日は、公布の日である。ただし、昇給に関する改正は、令和6年4月1日である。なお、(1)の各対応表の改正については、令和5年度内の施行日以前または施行日以後に昇格等をした職員で改正による不利を受ける場合には、改正前の取り扱いを適用できる経過措置を設けている。

(教育長) (教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。次に第18号議案「浜松市教育職員の期末手当および勤勉手当に関する規則の一部改正について」教職員から説明をお願いする。

(教職員課) 第18号議案「浜松市教育職員の期末手当および勤勉手当に関する規則の一部改正について」説明する。

提案理由は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことを受け、浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当並びに給与に関する条例の一部改正が行われ、当該条例の名称変更が行われるため、規則に引用する条例名称について改正を行うものである。

改正内容は、規則中で引用している条例の名称を、「浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当並びに給与に関する条例」から、「浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当および勤勉手当並びに給与に関する条例」に改めるものである。施行期日は、令和6年4月1日である。

施行期日は、先立って浜松市議会で議決となりました改正条例と同日である。

(教育長) (教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。次に第19号議案「浜松市奨学金貸与条例施行規則の一

部改正について」教育支援課から説明をお願いします。

（教育支援課）第 19 号議案「浜松市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について」説明する。

提案理由は、民法の定める成年年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、満 18 歳以上の者の父母等は親権者に該当しなくなるが、父母等を引き続き従来の親権者に準じた扱いとするため、規則の一部を改正するものである。奨学金の申請は、高校在学中に行うことが多く、18 歳を迎えてもまだ高校生である場合について法的には親権者がいなくなるが、申請手続きの段階では父母に該当する方に同様の形で対応していただくため、条例の改正を行うものである。

改正内容は、第 2 条第 3 号中の「親権者」を「親権者（申請をしようとする者が成年に達している場合は、成年に達した日の前日に親権を有していたもの）」改正するものである。また、様式 1 号・7 号・11 号について、親権者に係る文言の軽微な修正を行ったものである。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日である。

（教育長）ご意見、ご質問はあるか。

（意見なし）

（教育長）本議案を承認してよろしいか。

（異議なし）

（教育長）それでは承認する。次に第 20 号議案「浜松市学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について」健康安全課から説明をお願いします。

（健康安全課）第 20 号議案「浜松市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について」説明する。

提案理由は、書面規制、押印等見直し指針に基づき、押印又は署名の義務付けを廃止するため、関連する規則の一部を一括して改正する規則を制定するものである。改正内容は、6 つの規則の改正であり、いずれも市民の利便性向上や行政手続きを簡素化するため、様式への押印又は署名の義務付けを廃止するほか、所要の整備を行うものである。施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日である。

（教育長）（教育長）ご意見、ご質問はあるか。

（意見なし）

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。次に第 21 号議案「浜松市指定文化財の指定（案）について」文化財課から説明をお願いします。

(文化財課) 第 21 号議案「浜松市指定文化財の指定（案）について」説明する。

提案理由は、浜名区引佐町奥山の方広寺が所蔵する絹本着色二祖慧可像 1 幅、紙本着色無文元選像 文明十二年友勝の賛がある 1 幅を、それぞれ浜松市指定有形文化財（絵画）に指定するものである。

一つ目の二祖慧可像については、軸装にされており、大きさは縦 152.8 cm 横 83.0 cm である。中央に僧形の人物が岩座に半跏の姿勢で坐して文官から礼拝を受け、背後に払子を持つ侍僧が控える様子が描かれている。精緻な描写が特色である中国・元時代の仏画の優品であり、また伝来の過程は不明であるものの、日本の禅宗寺院における元時代の仏画の受容の様相を示す貴重な作例である。二つ目の無文元選像については、こちらも軸装にされており、大きさは縦 85.8 cm 横 38.9 cm である。袈裟をつけ、手に竹篋を持ち坐す無文元選（1323～1390）の上半身を円窓内に描いた半身像である。方広寺の開山である無文元選の姿を的確な筆致で描き出した半身像であるが、賛（絵に添えられた言葉）から文明 12 年（1480）という制作年が明らかであり、室町時代にさかのぼる頂相作品として貴重なものである。

これらの絵画につき、有形文化財として指定することを浜松市文化財保護審議会に諮問したところ、指定が妥当との答申があり、その旨の建議をいただいたため、議案を提出するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。次に第 22 号議案「スポーツ推進審議会委員の委嘱について」スポーツ振興課から説明をお願いします。

(スポーツ振興課) 第 22 号議案「浜松市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」説明する。

提案理由は、浜松市スポーツ推進審議会委員について、浜松市スポーツ推進審議会条例に基づき委嘱するものである。構成等について委員は 8 名で再任が 4 名、新任が

4名で、男女比は4対1である。構成員としては、幼稚園小学校中学校高校の団体にスポーツ協会、医師会や障害者スポーツ団体の方々を選任し、スポーツを取り巻く多様なご意見をいただくことができる体制としている。任期は3年間である。開催回数は、令和6年度は年4回を予定している。内容は、第2期浜松市スポーツ推進計画の進捗管理、第3期浜松市スポーツ推進計画策定に係る審議、その他スポーツ推進政策に対する意見聴取等を予定している。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(田中委員) 今回、幼稚園、小学校、中学校、高校の団体の方から多く委員を選んでいただいている。もちろん先生方もスポーツへの見識が深く、地域との関わりもあり、適任ということで今回はこの内容を承知するが、一点不思議に思ったことがある。他都市の委員会と比べ、ここまで小学校等の連盟から委員として入っていることがとても珍しい。例えば、パラスポーツを実際にしている方、あとはNPO団体でスポーツを取り上げている方、家庭環境の恵まれない子供たちに対するスポーツ面の支援をしている団体の方など、多様な方がいる。色々な分野の方が集まると本当に様々な意見が出て、とても実りのあるものになる。もちろん今回の先生方にとっても期待しているが、また次回検討する機会に、様々な分野からも委員を取り入れていただきたいという思いがある。この点について、どのように把握されているのか教えていただきたい。

(スポーツ振興課) 今回はまず第2期の進捗計画が来年度あと1年ある。これまでの計画に則ってその進捗管理をやっていくが、並行して第3期スポーツ推進計画の策定に着手する時期になる。スポーツを取り巻く環境は様々変わっており、プロスポーツ、パラスポーツ、また経済循環、まち作り等、幅広いニーズが求められている中で、田中委員のご意見の通り、この第3期の計画の策定について、様々な団体の代表の方、実際のトップアスリート、そういったメンバーを入れたワーキング形式で第3期計画を固めていきたいと検討している。その中で第3期計画ができた以降の進捗管理等についても、しっかり幅広く進捗管理できるような形で体制を考えていきたい。まずもって第2期の進捗管理というところでこのメンバーで進めながら、幅広く検討していく。

(教育長) その他ご意見、ご質問はあるか。

(鈴木委員) 太田委員について、この方は今回で4期目か。

(スポーツ振興課) はい、4期目になる。

(鈴木委員) なかなか代わる人材はいないということか。

(スポーツ振興課) まず第2期計画の進捗管理をやっていただく方が重要と考えてい

る。また、3年という任期は条例上、定められているものであり、上限が決まっている。まだ枠はあるが第3期に向けて検討する中で、様々なご意見を聞きながら、その中で新しいメンバーについてもご意見があると思うので、それを含めて検討していく。

(教育長) その他ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。次に報告事項に移る。

(報 告)

ア 令和7年度採用浜松市立小・中学校教員採用選考試験志願状況について (教職員課)

イ 令和5年度浜松地域遺産の認定について (文化財課)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。

教育長

9 会議録署名人

田中委員

鈴木委員